

調整給付金（不足額給付分）申請書（転入者用）

調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年度に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方等に対し、不足する額を支給するものです。

熱海市長 あて

※本様式は調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市町村や海外から熱海市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年分所得税額が令和5年分所得税額より小さかった方（例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方）
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子様が出生された方） など

【誓約事項・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

□ 以下の全ての誓約事項・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い本市において算定した支給額が支給されます。本市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。

【支給要件】

I + II（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）－ III > 0 となる納税義務者

I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数×1 － 令和6年分所得税額

*1 納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数×2 － 令和6年度分個人住民税所得割額

*2 納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

III 調整給付金（当初給付分）の額

② 調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査するため、住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1 申請者

申請者	フリガナ	性別	生年月日	現住所
	氏名			
			明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	フリガナ	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
				明治・大正・昭和・平成	
				年 月 日	電話 ()

上記の者を代理人と認め、 調整給付金（不足額給付分）申請書の提出を委任します。	本人氏名	署名
--	------	----

裏面も必ず確認してください。

2 給付金の振込先口座

以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

□ ①マイナポータル等で登録済みの受給者名義の公金受取口座への振込を希望します。

※下欄にマイナンバー(個人番号)を記入してください。

※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。

マイナンバー(個人番号)(12桁) ※公金受取口座への振込を希望する場合のみ記入																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

□ ②下記の口座への振込を希望します。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名		支店名		分類	口座番号		口座名義(カナ)		
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連		本・支店 本・支所 出張所		1 普通 2 当座	※右詰めで記入してください。		※通帳の表記に合わせてください。		
金融機関番号		店番号							
ゆうちょ銀行		通帳記号			通帳番号		口座名義(カナ)		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。		6桁目がある場合は ※欄に記入してください。			※右詰めで記入してください。		※通帳の表記に合わせてください。		
		1 0 ※							

提出書類

□ 『調整給付金(不足額給付分)申請書』(本書)
※必要事項を記入してください。
□ 誓約事項・同意事項(表面中段)
□ 申請者(又は代理人)の氏名等(表面下部)
□ 振込口座(裏面上部)
□ 署名(裏面下部)

□ 『調整給付金(当初給付分)の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書等』
※令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料を用意してください。
↓ 支給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料を用意してください。

□ 『令和6年度個人住民税の納税通知書、特別徴収税額通知書等の写し(コピー)』

□ 『令和6年分所得税の源泉徴収票又は確定申告書の写し(コピー)』
※給付額算出に必要な令和6年分所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)を用意してください。

□ 『本人(代理人)確認書類』
運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)を2枚目の本人(代理人)確認書類等貼付用紙に貼付してください。
※代理人が申請する場合は、代理人の確認書類の写し(コピー)も必要となります。

□ 『個人番号確認書類』
マイナンバーカード(両面)の写し(コピー)、マイナンバー(個人番号)入り住民票等(いずれか1つ)を2枚目の本人(代理人)確認書類等貼付用紙に貼付してください。
※「2 給付金の振込先口座」で①をチェックした場合のみ必要となります。

□ 『振込先金融機関口座確認書類』
振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義(カナ)等を確認できる通帳、キャッシュカード等の写し(コピー)(いずれか1つ)を2枚目の本人(代理人)確認書類等貼付用紙に貼付してください。
※「2 給付金の振込先口座」で②をチェックした場合のみ必要となります。

※上記以外の書類の提出を求めることがあります。

※記入漏れ・チェック漏れ又は提出書類の不備はありませんか。

(不備等がある場合、調整給付金(不足額給付分)の支給を受けられない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人（代理人）確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理人が申請する場合は、本人及び代理人の本人確認書類を貼付してください。

個人番号確認書類

※マイナンバーカード（両面）の写し（コピー）、マイナンバー（個人番号）入り住民票等（いずれか1つ）

振込先金融機関口座確認書類

※振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義（カナ）等を確認できる通帳、キャッシュカード等の写し（コピー）

（いずれか1つ）

源泉徴収票、確定申告書等の写し（コピー）

公金受取口座 未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に

公金受取口座を登録いただけます。

登録は給付金の支給要件ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。